

文政九年真澄仙北郡調査のさいの1つの問題 （真澄は「他国者」とする謎）

高橋 秀夫
伊藤 藤 信

（一九九五年十月三十日受理）

一 はじめに（本稿の目的）

これまでの研究が明らかにできてきているように、菅江真澄は十九世紀初め頃より秋田領内の各郡をめぐり、いろいろ調査をおこなない、それを地誌としてまとめたことはよく知られていることである。^{（注1）}

本稿では文政九年（一八二六）、秋田領仙北郡内の調査をめぐる問題について一史料の紹介と、それを通していくつかの関連する問題を考察する。

二 取上げる史料について

秋田領六郡のほぼすべての村々のいわば地誌をまとめたもの一つに「六郡郡邑記」（『新秋田叢書 四』所収）加賀谷書店一七七一年）がある。この書は秋田領にあつてはこれまで確認できる江戸時代のものでもっとも早い時期のものであること。またその後の同種のものはかなり年代を隔てたあとのものなので、よく引用されてきているものである。

そのなかに仙北郡の寺館尻引村（現西仙北町域）の記載がない。

この村は一七世紀前期、秋田藩と矢島領にその支配が二分された

相給の村で、天保三年（一八三二）以降は秋田藩領になった村である。^{（注2）}

ところが「六郡郡邑記」にはこの村は出てこない。

文政九年、秋田藩の命により真澄はこの仙北郡各地を巡回して調査をおこない、「月の出羽路仙北郡」四卷（『菅江真澄全集』第五・六卷所収）をまとめているが、どうしたことかここにも載せられていない。

支配の領主が異なる相給の村は、江戸時代にあつては広くみられることである。^{（注3）}

この二つの、ほぼ百年もへだてて書かれた書物が偶然ともにこの村を書き忘れたとも考え難く、また相手の矢島の領主に遠慮したともみられるが、そうしなければならぬ理由も見出せないまま一つの疑問として長くそのままにしていた。

一九九四年夏、たまたま西仙北町地域の江戸時代の史料を調べていたさい、当時の九升田村の肝煎文書である深浦文書のなかの一点、「文政九年 御廻文写帳」の、次のような一文が目にとまった。

以町送一筆申入候、然は真澄と申もの、村々諸事古跡等取纏御用被仰付致廻在候、当人事は他領人之事故、御指障之

次第有之、御界に案内致間敷と被仰渡候間左に可相心得候
一此御判紙筆付にいたし返上可有之候、以上

尚以一統へ能々可申伝候、以上

(次一箇条、これに関係ないものゝ略す)

十月十七日

親郷

この文の大意は、

「真澄という者が村々の『諸事古跡等』を調べ、それを纏める御用を(秋田藩から)命じられて廻在することになっているが、この真澄は『他領人』、つまり他国の出身の者」

秋田の人間でないので差し障りがあるので、郡境、つまり

ここでは由利郡との境には村人は案内してはならないとの命令なのでその旨心得て対処せよ。」

ということになる。

なおこの年十月十七日は、西暦では一八二六年十一月十六日である。

三 この史料の問題点

この史料は内田武志の研究を集成したともいえる『菅江真澄全集 別巻一』(未来社、一九七七年)でもふれられておられない。またこれまで出されてきている多くの真澄研究の論稿でも筆者はその全部に目を通しているわけではないが、管見のかぎりでは関説しているものはないようである。

したがって以下この史料についてすこし検討してみよう。

まずここに出てくる真澄であるが、これまでの内田の研究などからあきらかにされていることだが、菅江真澄はこの文政九年(一八二六)春に前年調査をおこなった平鹿郡の地誌を完成させ、五月に久保田に帰り、七三歳の彼はゆつくり休むこともなく、ただちに五月の下旬から仙北郡におもむき調査を開始している。そして一二月末は仙北郡神宮寺に滞在していた。

こうした事からして、この史料の「御用を仰せつかる」というその内容の使命の文意からしても別人でないことはたしかである。

そこで内容だが、

一「諸事古跡」とはなんだったのか。(古事、来歴に関する諸事なら理解できるのだが・)

一「他国人」だといかなる支障があつて郡境に立ち入らせてはならないのか。

またここで言う郡境の範囲については明示されていないが、いかなる範囲なのか。そもそもいろいろな差し障りがあるとすれば、なんでこのような調査を郷土出身の者がやらないで、他国者にやらせるのかという根源的な問題もある。また関連して言えば、これより先の文化十一年(二八一四)、雄勝郡を巡回しているが、やはりこれと同じ趣旨の「(他領との)境立ち入り制限」の指示が出されていたものであろうかも問題とならう。

これは文政七年からの平鹿郡の調査でも同様である。

この点については後述する。

一 この廻文は親郷である刈和野村の親郷肝煎からまわって来ているが一体藩のどこからその指示が出されたものなのか。

またこれは仙北郡奉行が独断で指示を出したのか。

一 これは文の内容ではないが、この通達は一体守られたものなのか。あるいは無視されたものなのか、ということも問題になる。

(さきに挙げたように真澄の仙北郡の著作には矢鳥領と相給の寺館尻引村の記述はない。)

一 ここに記された立ち入り制限といったことが、調査開始にあたって藩側から真澄自身にも直接あらかじめ伝えられていたものなのかどうか。

ざっと数えても右のような疑問、問題点が浮かびあがってくる。

本稿の目的はこれまで知られていなかったこの史料をも視野に入れて真澄研究に位置づけた場合どうなるのか、といったささやかな史料紹介を意図したものであるので、それ以上言及するのともうかと思われるが、これまでの先行研究との関わりで言えば、右のうち、やはり「他国の者なので領境に立ち入らせるな」ということが問題であろう。

たしかに境に藩が秘密にしていって知られたくない鉱山があるとかではなくとも、一般論としても当時の社会では言いうることである。

ただそこで想起される一つに、真澄はこれ以前の文化十一年(一八一四)の雄勝郡調査のさいに、峰伝いに郡境を越えて仙台領栗原郡の駒カ岳にまつられている駒形根神社に詣でていた事実がある。^(注4)

当時他領の地へその一部でもあれ境界の住人同士の往来であれば

ともかく、真澄のようにはじめから調査を目的とする者が境界を越えてとあれば、正式な許可が必要であった筈であるが、このあたりはどうであったのだろうか。

またかりに許可をあらかじめ取っての行動であったにせよ、それが先方に誤解、疑惑をまねき、あとで問題になったというようなことがなかったのか。

とくに真澄のような他国の者を秋田藩で使って、調査に名をかりて探索したなどの疑念から、先方から秋田藩に抗議などがなかったのかも問題となる。

そして、この時まとめられたはずの「駒形日記」もきちんとした形で残されていないことはたんなる偶然なのであろうか。^(注5)

この雄勝郡調査の時期(文化十一年秋、藩より真澄は日記類を至急差し出せとの命をうけ、二六冊を明德館に提出したようであるが、そのさい「ゆきのあきたね」・「すすきのいでゆ」・「みかべのよい」・「かすむつきはし」の四冊、いずれも彼が秋田領に来てから書いたものであるがこの本文冒頭に、記事に現われる地名、山河、塚、寺社などの名称を記入した用紙を貼付して提出している。

しかもその筆跡はひどく粗雑で、急遽認めた様子であることはこれまで内田武志があきらかにしている。このことについて内田は、ちようどこの頃明德館では『風俗問状答』の編纂を終え、引き続き『秋田風土記』を編纂しようとしていた時期であったから等々と推測しているが、はたしてそうなのであろうか。^(注6) このところもさらに追及して見る必要があるように考えられる。

またこの雄勝郡の調査のあと、真澄はしばらくの間病床にあったというわけでもないのに、文化十二年夏以降文政五年六月まで一切の筆を絶っていることが知られているが、このことは一体どういふことなのか。ただ彼の領内調査については一部藩士の反発の空気が文化年間からあったことも内田は指摘している。

また領内地誌の調査、作成にあたっては、城下久保田町はもとより、雄勝郡内の佐竹南家の居住する湯沢町が除外されている。これ等の事実と、この度紹介した史料との間に接点が直接的にあるかどうかは確かではないが、まったく無関係であるとも断定できないようにも考えられ、内田の研究をさらにすすめるためにも、今後このあたりの研究が要請される^(注7)ところである。

ともあれ、膨大な菅江真澄の著作の陰には、秋田藩に命じられた「御用」の調査であっても、彼にとつては不本意な制約の上でまとめられた部分もあるということに留意して、その内容を見ていく必要があることが今回提示した一史料からもうかがうことができる。

そうした意味で、ささやかであるがあらためて一つの問題を投げかけたい。

(あとがき)

共著の二人は、一九九三年秋、西仙北町域の史料を調査中、今回紹介した史料に出あった。

その後注意してこの地域関係の史料を追跡しているが、まだ今回紹介したものと同種のものや、それ以外の関連するものを見出して

いない。

文中でも述べたように、これが文政九年の仙北郡調査のさいにのみ限定されて出されたものかどうかはあきらかではないので、今後各地の真澄の調査をしていくさいに、他でもこの種のもので出されたのかどうかなど、多くの人達の力によって説明が進むことを期待したい。

なお本稿は二人の検討により高橋がまとめたものである。

史料閲覧の機会を与えていただいた深浦氏、閲覧に便宜をはかってくださった西仙北町役場職員佐々木義孝氏に深謝したい。

注

(1) 内田武志「菅江真澄年譜」など。(菅江真澄翁百五十年祭実行委員会編『菅江真澄と秋田』所収) 加賀谷書店 一九七三年、内田武志・宮本常一編『菅江真澄全集 別巻一』未来社 一九七七年

(2) 『西仙北町史』一九九五年 参照。

(3) 筆者はこの相給くそれは二人であれ、さらにそれ以上の相給であれ、これはけっして特殊な措置、現象ではなく、幕藩制社会の固有の編成原理にもとづく社会構造上の特質によるものとみているものであるが、ここではその論を展開する場ではないので一言その旨を指摘しておくにとどめておく。

(4) 前掲『菅江真澄全集』第五卷 解題 四一七〜四一八頁

(5) 同前書 解題 四一三〜四一七頁

(6) 同前書 別巻一 三七一―三七四頁

(7) 文化十二年(一八一五)七月八日、秋田藩主佐竹義和は久保田城で死去したが、彼の治世期間のいわゆる藩政改革(寛政改革)の継承の問題がある。これはたんに政策路線の継承、転換の問題ばかりではなく、この時期の藩中枢を担う藩士の人脈の動向という問題もある。

これまで、この時期の藩政展開の問題は、その一部が金森久也によってあきらかにされてきているが、その全面的、総合的な実証分析は課題を今後に残している。

真澄をめぐる藩の態度もこうした事態の推移と無関係ではないと判断される。